

# 児童手当申請 簡単まとめ

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

# 児童手当申請 簡単まとめ

---

## 児童手当とは

児童手当制度は、次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、児童を養育する保護者に手当を支給する制度です。令和6年10月からの制度拡充は、少子化対策と子育て世帯の経済的負担軽減を目的としています。

## 支給対象

日本国内に居住する0歳から高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童が対象です。留学等で海外居住の場合も、一定要件で対象となることがあります。

令和6年10月支給分（令和6年12月支払開始）より所得制限は撤廃されました。

# 児童手当申請 簡単まとめ

## 支給額

年齢区分	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	月額15,000円	月額30,000円
3歳～高校生年代	月額10,000円	月額30,000円

第3子以降の加算対象となる「子ども」は、22歳に達する年度末までの兄弟等で、親に経済的負担がある者を含めてカウントします。

※22歳に達する年度末までの兄弟等は、「児童手当の支給対象」ではなく、あくまで「子どもの数のカウント対象」として扱われるのみであり、加算の計算上に含まれるものです。

## 支給時期

支給は、従来の年3回から令和6年10月支給分以降は年6回（偶数月）に変更され、各支払月の前月までの2ヶ月分が支給されます。改正後の初回支給は令和6年12月からです。

# 児童手当申請 簡単まとめ

## 児童手当の申請手続き

出生や転入等で新たに受給資格が生じた場合、現住所の市区町村（公務員は勤務先）に「認定請求書」の提出が必要です。申請は事由発生日の翌日から15日以内に行ってください。遅れると、遅れた月分の手当が受けられない場合があります。

### 申請に必要な主な書類

認定請求書、申請者の健康保険証コピーまたはマイナンバーカード、振込先口座情報、マイナンバー確認書類等。詳細は市区町村へ確認してください。

令和4年6月分以降、現況届の提出は原則不要です。公簿等で確認されます。ただし、離婚協議中の方、配偶者からのDV避難者、施設等受給者など、一部引き続き提出が必要な場合があります。該当者には市区町村から通知があります。